

議事日程第5号

平成23年6月28日(火)

第1 議案上程(議案第64号から第81号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第82号)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 特別委員会の設置

第4 男鹿市農業委員会委員の推せん

第5 継続審査事件の承認

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
7番 吉田直儀	8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭
10番 安田健次郎	11番 米谷勝	12番 高野寛志
13番 古仲清紀	14番 土井文彦	15番 小松穂積
16番 中田謙三	17番 戸部幸晴	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事務局長	江畑英悦
副事務局長	目黒重光
局長補佐	木元義博

地方自治法第121条による出席者

市 長	渡 部 幸 男	副 市 長	伊 藤 正 孝
教 育 長	杉 本 俊比古	監 査 委 員	湊 忠 雄
総務企画部長	佐 藤 誠 一	市民福祉部長	加 藤 謙 一
産業建設部長	三 浦 源 蔵	企 業 局 長	佐 藤 稔
総務企画課長	小 玉 一 克	船川港記念事業推進室長	大坂谷 栄 樹
財 政 課 長	田 原 剛 美	税 務 課 長	杉 本 光
生活環境課長	齊 藤 豊	子育て支援課長	天 野 綾 子
福祉事務所長	加 藤 透	農林水産課長	佐 藤 喜代長
観光商工課長	山 本 春 司	建 設 課 長	渡 辺 敏 秀
下水道課長	伊 藤 岩 男	病院事務局長	船 木 道 晴
会計管理者	伊 藤 敦	学校教育課長	西 村 隆
生涯学習課長	鎌 田 和 裕	監査事務局長	杉 山 武
農委事務局長	高 橋 郁 雄	企業局管理課長	船 木 吉 彰
選管事務局長	(総務企画課長併任)		

午後 2時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第64号から第81号までを一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第64号から第81号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。6番佐藤巳次郎君

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） 御苦労さまです。

総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第70号男鹿市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除の要件となる家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の取得期間を延長するため、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第72号男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税における基礎課税額等の上限を引き上げるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

委員より、第1点として、税率改正に至らなかった理由について質疑があり、当局から、本条例改正は、基礎課税額等の上限を引き上げ、中・低所得者の負担軽減を図ることを目的としたものである。しかしながら、本市においては、高所得者層が少なく、そのため負担軽減を図るまでの影響を及ぼすものではなかったことから、税率引

き下げには至らなかったものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、課税所得状況について質疑があり、当局から、本年度は、現年分において前年度より1千788万9千円減少しており、その要因として、米及び葉たばこなどの農業所得の減少に加え、給与所得が昨今の社会情勢の影響を受け減少したことなどによるとの答弁があったのであります。

第3点として、被保険者の課税見通しについて質疑があり、当局から、税率改正は行っていないことから、前年度と同程度の所得であれば、税額に変動はないものである。また、高額所得者は、本条例改正に伴い増額となることから、改正内容を記したパンフレットを同封し、その周知に努めてまいりたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第73号男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災への緊急対応として、住宅や家財等に係る損失の雑損控除の特例など所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めるものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

次に、議案第74号光通信網整備工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、光通信網整備工事請負について、平成23年5月27日に、プロポーザルによる業者選定を行った結果、東日本電信電話株式会社秋田支店、支店長小野寺仁に2億8千980万円で決定したので、本契約を締結するものであります。

委員より、第1点として、議案調製の考え方について質疑があり、当局から、議案については、これまでと同様に調製したものであるが、工期を記載しなかった考え方については、地方自治法において明文規定はないものの、行政実例では、調製要件項目に含まれていないことから、工期を記載していないものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、事業工期について質疑があり、当局から、工期については、本定例会で可決いただいた場合は、可決日の翌日から翌年1月31日までとしているほか、その供用開始に当たっては、2月1日予定しているものであるとの答弁があったので

あります。

第2点として、光ケーブル布設後における財産上の取り扱いについて質疑があり、当局から、工事完了後は、整備した光ケーブルは、総務省の指導により財産上、市の備品として管理するものである。また、事業者が安定的にサービスの提供を行うために、ほぼ全国で行われているIRU方式、「双方の合意がなければ解約できない賃貸借契約」によりNTTと契約し、同事業者が光通信サービスを提供するものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、物品として財産管理しなければならない理由について質疑があり、当局から、光ケーブルを行政財産とした場合、民間事業者へ長期にわたって貸し付けるIRU契約を結ぶことはできないものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、災害等における財政的負担について質疑があり、当局から、災害等に備えて損害保険をかけることになるが、その保険料はNTTから支払われる使用料を充当しながら対応していく考えである。しかしながら、電柱の移動など不測の事態が生じた場合には、市負担で改修しなければならないこともあり得るとの答弁があったのであります。

第3点として、普及率向上対策について質疑があり、当局から、現在、職員で任意による研究会を立ち上げ、市民向けに光ファイバーを活用したサービスの提供について研究中であるが、今後、広報などを通して普及率の向上に鋭意努力してまいりたいとの答弁があったのであります。

第4点として、公共施設における具体的取り組みについて質疑があり、当局から、現在検討中であるが、税務申告において各出張所のパソコンと直接接続できることから、事務改善につながる。また、住民基本台帳や戸籍簿の情報が、これまでファックスで行っていたものが、本庁窓口と同様の取り扱いができるものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第77号字の区域の設置についてであります。

本議案は、秋田県が施行した男鹿浦田地区経営体育成基盤整備事業に伴い、同事業の施行区域内に新たな字の区域を設置するものであります。

委員より、地権者同意の有無について質疑があり、当局から、今回新たな字の区域を設置することについては、担当課から関係者全員の同意を得ている旨、報告があったとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。12番高野寛志君

【12番 高野寛志君 登壇】

○12番（高野寛志君） 教育厚生委員会に付託になりました議案第71号男鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本議案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、平成21年10月から暫定的に引き上げていた出産育児一時金の支給額を、平成23年度から39万円に恒久化するため、本条例の一部を改正する条例の専決処分を行ったもので、その承認を求めているのであります。

委員より、不妊症及び不育症の方々の保険外治療に対し助成している自治体もあると伺っているが、今後の支援策に対する考え方について質疑があり、当局から、不妊症及び不育症の方々については、治療を行う際、高額な自己負担が伴うことは認識している。不妊症については、一部県の助成制度もあるが、今後、県内の状況を見きわめながら対応について研究してまいりたいとの答弁があったのであります。

さらに委員より、市としても不妊症、不育症の方々の経済的負担や精神的苦痛を十分理解し、対応していただきたいとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり承認すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。5番三浦利通君

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第75号保量川排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、保量川排水区雨水幹線整備工事請負について、平成23年5月31日に指名競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字新浜町54番地、三和興業・沢木組特定建設工事共同企業体、代表者三和興業株式会社代表取締役武田鋭彦が1億8千270万円で落札したので、本契約を締結するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第76号船越第5排水区雨水幹線整備工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、船越第5排水区雨水幹線整備工事請負について、平成23年5月31日に指名競争入札を執行した結果、男鹿市船越字内子294番地1616、藤田建設・清水組特定建設工事共同企業体、代表者藤田建設株式会社代表取締役藤田隆一が2億3千835万円で落札したので、本契約を締結するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。1番三浦桂寿君

【1番 三浦桂寿君 登壇】

○1番（三浦桂寿君） 予算特別委員会に付託されました議案第64号から第69号まで及び第78号から第81号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る21日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

第1点として、男鹿東中学校屋内運動場改築及び校舎棟耐震補強・大規模改造工事実施設計業務における国の耐震基準の指針、発注時期、財源内訳及び業務内容について。

第2点として、東日本大震災に伴う国の災害復旧予算が優先される中での本市の財源確保とあわせ、今後の雇用・景気対策を考慮した予算編成の考え方について。

第3点として、商工振興費委託料として、観光物産開発事業及び空き店舗活用商店

街サポート事業に1千132万円が計上されているが、その事業内容について。

第4点として、地場産品販売センターの設置と今後の取り組み方について。

第5点として、防災用備品購入内容と財源について。

第6点として、光通信電話利用者がテレドームシステムに接続できない理由について。

第7点として、保育園の臨時職員の雇用のあり方と今後の待遇改善について。

第8点として、廃校及び閉園となった施設における環境整備、解体時の補助及び活用方について。

第9点として、国保税の大幅な歳入減の理由と条例改正による今後の影響額について。

第10点として、市債全般の変更のあり方と市内金融機関からの借り入れ状況並びに下水道事業の償還財源について。

第11点として、秋田県国保連合会の拠出金算定誤りによる今後の事務的対応と内部チェック体制のあり方について。

第12点として、防災体制の再構築とあわせ、既存自主防災組織の活用策と今後の協議会の設置について。

第13点として、森林組合における今年度の森林整備の事業内容と市内の登録業者数及び市内在住者の雇用状況について。

第14点として、船越児童クラブ分館設置の事業内容とあわせ、学童保育登録者数とその利用状況並びに運営補助についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第64号から第69号まで及び第78号から第81号までについては、原案のとおり可決、承認すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（吉田清孝君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

15番小松穂積君の発言を許します。

○15番（小松穂積君） 総務委員長及び産業建設委員長にお伺いたします。

総務委員長には、議案第77号の字区の変更の関係についてであります。

これは耕作者と申しましょるか、地権者と申しましょるか、その方々全員の同意を求めて新たな「新田」という字の字区、字地をつくっております。この全員の同意をですね、どういう形で取ったのか、市が単独でやったのか、それともこの土地改良にかかわる土地改良区、あるいはまた県がその行為を行ったのかどうか、その辺についてであります。いわゆる同意の確認を、どういうふうな方向、やり方でやったのかということでもあります。

それから、産業建設委員長にはですね、今般、市長の議会への説明の要旨にもありました土地開発公社の解散の件についてでありますけれども、これは所管の委員会では議論が、先ほどの報告ではなかったようでもありますけれども、本会議等でもいろいろやり取りがありましたので、産業建設委員会では、その辺のやり取り、あるいは方向づけ等についての審査、あるいは議論等がなかったのかどうか、その点でございます。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務委員長

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） お答えしますが、うちの方の委員会で質疑のあったのは、全員の同意があったかどうかということでしたら、直接担当の農林水産課でないとなかなかわからないということもあって、聞いたら土地改良区の関係からすべて同意をいただいたということの返事をいただいたということですので、それ以上のお答えはなかったですので、よろしくをお願いします。

○議長（吉田清孝君） 三浦産業建設委員長

【5番 三浦利通君 登壇】

○5番（三浦利通君） ただいま報告している案件については、契約事項の案件ですが、たまたま今、小松議員が質問した内容については、分科会のうちの方の委員会の中でも特にやり取りがありませんでした。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君） 総務委員長、直接こう携わるといえば変ですけれども、これは新たな事業が起きて、やらざるを得なくてやったわけですけれども、最初の説明といたしましょうか報告だと、いかにも市側がやって、そしてきちっとこの議案が上がってきているというふうな実は受けとめ方をして、ちょっと確認させていただいんですけれども、この点について当該、多分東部土地改良区だと思うんですけれども、男鹿東部土地改良区だと思うんですけれども、事業をやる単位団体でありますから、そこは当然、事業の取りまとめ、あるいは新たなことが起こるときの事務取りまとめをしたと思うし、そういうことだと思えますけれども、これは市側から当然このことをやるので、土地改良区、皆さんこれについてはオッケーなのかというふうな、これ委員長に聞いてもはやしようがない話ですけれども、いわゆるその事務手続の中ですね、市がやるべきもの、あるいは土地改良区にお願いするもの、この字区の変更というのは、やっぱり行政のですね、やっぱり大きな役割の部分でありますから、それが委託行為とかそういうことをしていたのかなというところまで入りたかったわけですが、委員長、もし私が思っていることについてですね、委員長自身としてはこういうことだというふうな、あるいはこういう考え方のもとになっているというふうなコメントがもしありましたら、委員長自身の判断で結構でございますので、ありましたらお願いしたいということです。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務委員長

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） この事業は、県が施行しているということで、土地改良区から県の方へいくということで、市が字の区域の設定について直接かかわってはいないのではないかなという気がしますけれども、そこまでの議論がなかったのも、私も十分そこあたりわかりませんが、事業主体が、主体は地元でしょうけれども施行の関係、県の方の関係だということですので、余りいい答弁ではないですけれども。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○15番（小松穂積君） ありません。

○議長（吉田清孝君） 15番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。7番吉田直儀君の発言を許します。

○7番（吉田直儀君） 私からも総務委員長に伺います。

議案第74号でございますが、この件については、私は当初予算の3億円の予算措置の時期から質問しております。当局に質問しております。そして今回の契約案件についても、この本会議場での質問、そしてまた委員会でも伺っています。そこで、総務委員長は、多分この問題等々についても、今、先ほどの答弁ありましたように、これは委員長としては、詳細に分かるというのは、これはなかなか難しい問題ですので、それは大変御苦労かけますが、まずその点は容赦していきたいと思っております。

私は、なぜ今これを話をするかというと、契約案件でございますので、ときに、既におそしと言うかもしれませんが、私なりの見解を申し上げて、委員長から可能な限りのご答弁をいただければと思っております。先ほど申し上げましたように、詳細なことは、これはわかりませんしょうから、大変申しわけないんですが、わかりませんしょうから、その程度で、伺っている程度で結構でございます。

まず第1点ですが、先般、私の議案質疑のときに、本会議場で質問させていただき、このいわゆる提案書を見ました。見ますれば、このフレッツ光のこの普及率が、現在やっている男鹿市、それから男鹿脇本、船越、最高の普及率で27パーセント、船越地区です。そして、これからやろうとするところを先ほど委員長の報告の中では、これを普及のために努力をすると言っていますが、この事業が市が必要に応じてやろうという、全域カバーするとやっているものが、これから普及のために努力をするというのは、まさに消極的極まりない感覚と考え方です。ですから私が言っている、これが本当に必要とする事業かどうかというふうなことを伺っているわけですが、その点を普及するという言葉に対して、委員長はどう受けとめているのでしょうか、その点伺いしたいと思います。

第2点は、これも先般の議案質疑のとき、私伺いましたが、工期がない、請負契約に工期がないというふうなことで、私、極めてこれは私から言うと不備な議案ではないかと。自治法ではそういうことを言っています。まさにそのとおりです。しかし、私どもの議案質疑の段階で、全くわからない工期ではないと思います。最終的には3月31日まで、その工期があるわけです。ですから、なぜこういう工期が設定できなかったというふうなことを、これも委員長が先ほど報告ありましたので、わかるにはわかりますが、これは委員長の見解じゃなくて、私は当局向けに話をさせていただきます。これももちろん当局は答弁できません。結構でございます。

次に、第3点が、この財産区分なんですけど、これは物品扱いとすることになっていると言いましたが、この物品扱いにすると、市が投資したこの部分に対しては、保守管理はこれから業者がやるような話をしておりますが、こんなあいまいなその区分はないと思います。先般も言いましたように、電柱が倒れたとき、あるいは電線が切れたとき、あらゆる災害の場合どうするかというふうなことで、全く業者任せです。こういう2億8千万円の投資です。2億8千万円の投資されている事業に対して、これがまさに不明確極まりないです。この点はひとつ委員長からも先ほど報告ありましたが、委員長自身としてはこれはよろしいかどうか、その点を伺いたいと思います。

それから第4点目は、後ほどもあるいは話があるかと思いますが、テレドームとのこの混線、混合ですが、この光をやったことによって、現在、防災行政無線のテレドームが、これは全くというほど聞こえないと言っています。ですからこの点をどうするかです。これは当局向けの話をしたいと思いますが、これがだめなると、せっかくテレドームのやっている機器が使われない。一例を挙げますと、当局もわかっていると思いますが、井川町ではこの光通信をやったことによって、市単独の防災行政無線が全くだめになって、全面切り替えたと言っています。先般の新聞にもありました。そういう事態が発生することが予想されてなかったかどうかです。この点も委員長の話でしょうから、答弁でしょうから、大変難しい答弁になると思いますが、これは聞かされていないとすれば聞かされないで結構でございますので、委員長に私としては質問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務委員長

【6番 佐藤巳次郎君 登壇】

○6番（佐藤巳次郎君） 私からは、一つ目が、これから使う利用者が非常に少ないと、どうするんだと、こういうことのお話でしたけれども、うちの方の委員会での当局の答弁は、これからの時代といいますか、今後将来、光通信網がなくてはならないインフラであるということから、市の方でこの事業をやるということなので、その程度の説明でしたので、これはまず予算委員会等でも吉田議員にお答えしたとおりですので、それ以上の新たなお答えはなかったと思います。

それから、二つ目は災害等についてですけれども、電柱等はN T Tとか東北電力の

所有になるわけですが、台風などの災害によって光ファイバーが損害を受けたといった場合は保険の適用になると。この電柱等の移設の場合、必要になった場合は、市が払うというようなことだということでしたので。

あと、三つ目のテレドームについては、予算委員会で吉田さんにお答えしたとおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田清孝君） 暫時休憩いたします。

午後 2時36分 休 憩

午後 2時37分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番さん、再質疑ありませんか。

○7番（吉田直儀君） ありません。終わります。

○議長（吉田清孝君） 7番吉田直儀君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

初めに、これより議案第74号光通信網整備工事請負契約の締結について、採決いたします。本件は、起立により採決いたします。本件を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（吉田清孝君） 起立多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号から第73号まで及び第75号から第81号までを一括して採決いたします。

本17件に対する委員長の報告は可決及び承認であります。本17件は、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第64号から第73号ま

で及び第75号から第81号までは、原案のとおり可決及び承認されました。

(「異議なし」と言う者あり)

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第82号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第2 議案第82号を上程

○議長(吉田清孝君) 日程第2、議案第82号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第82号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の小林彬實氏が、本年3月31日をもって退任したことから、後任として佐々木邦子氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田清孝君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番小松穂積君の発言を許します。

○15番(小松穂積君) 小林氏が3月31日に退任ということですがけれども、この方の任期はいつまでであったのかということです。

それからもう一つはですね、人権擁護委員さんですから常勤というわけにはいかないんですけれども、この間3カ月程度ありますけれども、任期がある場合は、わりとその任期の前に新たなる、あるいは引き続きというふうな人事案件が上がってきているように思いました。今回この空白、小林さんが3月31日で辞めたという事実があっ

たというようなことと、今言った任期の関係でどうなっていたのかという、その確認であります。今、男鹿市、3人だけか人権擁護委員、5人だけか、そのですね、空白による支障はないのかどうかということです。

○議長（吉田清孝君） 佐藤総務企画部長

【総務企画部長 佐藤誠一君 登壇】

○総務企画部長（佐藤誠一君） 私からお答えいたします。

任期についてでございますが、12月1日まででございます。小林彬實さん、女性の方でございますが、3月31日で都合によって退任してございます。

委員の人数でございますが、現在、本市においては10名でございます。

3月からその間においては不在といいますか、なっております。

以上です。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○15番（小松穂積君） いいです。

○議長（吉田清孝君） 15番小松穂積君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第82号について採決いたします。佐々木邦子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号については異議

なしとすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。特別委員会の設置を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 特別委員会の設置

○議長（吉田清孝君） 日程第3、特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。男鹿市議会基本条例等調査に関する件を特定事件として調査・検討すべく、委員会条例第6条に基づき、9人の委員をもって構成する、男鹿市議会基本条例等調査特別委員会を設置することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、男鹿市議会基本条例等調査に関する件については、9人の委員をもって構成する、男鹿市議会基本条例等調査特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました男鹿市議会基本条例等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、当席より指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、委員を指名いたします。佐藤誠君、畠山富勝君、三浦利通君、佐藤巳次郎君、蓬田信昭君、米谷勝君、高野寛志君、土井文彦君、中田謙三君、以上9人の諸君を男鹿市議会基本条例等調査特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名の諸君は、男鹿

市議会基本条例等調査特別委員会の委員に選任されました。

委員会条例第10条第1項の規定により、ただいま設置されました男鹿市議会基本条例等調査特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 2時46分 休 憩

午後 2時59分 再 開

○議長（吉田清孝君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

先ほど設置されました男鹿市議会基本条例等調査特別委員会の正副委員長について、互選の結果、次の方が決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

委員長には高野寛志君、副委員長には三浦利通君、以上のとおりであります。

次にお諮りいたします。男鹿市議会基本条例等調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中の継続審査にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、男鹿市議会基本条例等調査特別委員会は、調査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（吉田清孝君） 次に、お諮りいたします。男鹿市農業委員会委員の推せんを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 男鹿市農業委員会委員の推せん

○議長（吉田清孝君） 日程第4、男鹿市農業委員会委員の推せんを議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく、男鹿市農業委員会の議会の推薦の農業委員は2人であり、その推薦については指名推選

により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議会推薦の方法については、指名推選とすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿市農業委員会委員に、船橋金弘君、中田敏彦君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を、男鹿市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました船橋金弘君、中田敏彦君が、男鹿市農業委員会委員に推薦されました。

日程追加の件

○議長(吉田清孝君) 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉田清孝君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 継続審査事件の承認

○議長(吉田清孝君) 日程第5、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第103条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。
これにて6月定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午後 3時03分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 吉 田 清 孝

議 員 戸 部 幸 晴

議 員 笹 川 圭 光